

美里町ホームページバナー広告掲載実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、美里町有料広告掲載要綱(平成20年告示第51号。以下「要綱」という。)第5条の規定に基づき、町が管理運営するホームページ(以下「ホームページ」という。)への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

ホームページ 町が管理運営するホームページで、<http://www.town.saitama-misato.lg.jp/>で始まるものをいう。

バナー広告 ホームページ内に表示される広告画像で、広告掲載の許可を受けた者(以下「広告主」という。)の指定するウェブページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の種類)

第3条 ホームページに掲載する広告は、バナー広告(以下「広告」という。)とする。

(広告掲載の基準)

第4条 要綱第4条に規定する広告掲載の基準は、広告からのリンク先として指定されたウェブページの内容についても適用する。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

大きさ 縦50ピクセル、横150ピクセル

形式 GIF、JPEG又はPNG。ただし、アニメーション、ロールオーバー等画像が変化するものは不可とする。

データ容量 4キロバイト以下

(広告掲載の位置)

第6条 広告の掲載位置は、ホームページのトップページで町が指定した位置とする。

(広告の掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間は、原則として3か月を単位とし、連続して掲載できる期間は最長12か月とする。ただし、再掲載は妨げない。

(掲載開始日等)

第8条 原則として、広告の掲載開始日は月の初日とし、掲載終了日は月の末日とする。ただし、掲載開始日又は終了日が、美里町の休日を定める条例(平成2年条例第4号)第1条第1項に規定する日に当たるときは、その翌日を掲載

開始日又は終了日とみなす。

- 2 掲載は原則として、掲載開始日の午後 5 時 15 分までに開始し、掲載終了日の午後 5 時 15 分をもって終了する。

(広告掲載希望者の募集)

第 9 条 広告掲載希望者の募集は、町の広報及びホームページ等により公募するものとする。

- 2 募集は、広告枠を新たに設置したとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告掲載料)

第 10 条 広告掲載料は、1 枠につき月額 2,500 円とする。

(広告掲載の申込み)

第 11 条 ホームページへの広告掲載希望者は、美里町ホームページバナー広告掲載申込書(様式第 1 号)により、電磁的記録媒体その他町の定める方法により広告原稿を添付して、指定する期間内に町長に提出しなければならない。

(広告の掲載決定)

第 12 条 町長は、前条の申請があったときは、その可否を決定し、美里町ホームページバナー広告掲載・不掲載決定通知書(様式第 2 号)により、広告掲載希望者へ通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第 13 条 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告原稿(画像データ)を指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

- 2 広告原稿(画像データ)は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容等)

第 14 条 広告のデザイン及び内容は、ホームページのイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

- 2 広告原稿にイラスト、写真、ロゴ等を使用するときは、広告主において著作権や肖像権の確認を行い、著作権料等が発生するときは広告主の負担とする。

- 3 町長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブページの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又は要綱第 4 条に規定する基準に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取り下げ)

第 15 条 広告主は自己の都合により、ホームページへの広告掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により町長に申し出なければならない。

- 3 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は

返還しない。

(広告料の返還)

第 1 6 条 広告主の責に帰することのできない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告料は、掲載を取り消した月の翌月以降の納付済月額の総額とする。

3 第 1 項の規定により還付する広告料には利子を付さない。

(広告掲載期間の延長)

第 1 7 条 町長は、広告掲載期間内に、町の都合でホームページを一時的に閉鎖したときは、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長するものとする。ただし、閉鎖日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(その他)

第 1 8 条 この要領に定めるもののほか、ホームページ広告に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 1 月 1 日から施行する。

様式第1号（第11条関係）

美里町ホームページバナー広告掲載申込書

年 月 日

美里町長 様

住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____

代表者職氏名 _____ 印

電話番号 _____

F A X 番号 _____

美里町ホームページバナー広告掲載実施要領第11条の規定により、下記のとおりバナー広告を掲載したいので、原稿を添えて申し込みます。

記

1 掲載希望期間	年 月から 年 月まで（ か月）	
2 業種		
3 リンク先URL		
4 広告の内容	バナーの内容案	
	A L T 属性	広告： _____ へのリンク
5 連絡先	担当者部署・氏名	
	T E L	
	F A X	
	E メール	

申込みに当たっては、美里町有料広告掲載要綱及び美里町ホームページバナー広告掲載実施要領の内容を遵守することを確約します。

様式第2号（第12条関係）

美里町ホームページバナー広告 掲載・不掲載 決定通知書

年 月 日

様

美里町長

美里町ホームページバナー広告掲載実施要領第12条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定区分	掲載を許可します。 掲載を許可しません。
	掲載を許可しない場合の理由
2 掲載期間	年 月から 年 月まで（ か月）
3 リンク先URL	（ALT属性 広告： へのリンク）
4 広告掲載料	金 円 納入方法及び納入期限は、納入通知書によるものとする。

掲載に当たっては、美里町有料広告掲載要綱及び美里町ホームページバナー広告掲載実施要領の内容を遵守してください。

納入期限までに広告掲載料を納入しない場合、掲載の許可を取り消します。